

キャンディ・キャンディ

東高120330

翻案権、放送権、氏名表示権

原作者



漫画家



争点：連載漫画の登場人物の絵のみ
を利用する行為に対して原作者としての権
利が及ぶか

原作者は、二次的著作物の一部の利用に関しても、それが原著作物の内容を覚知できる部分かどうかに関わらず、二次的著作物の著作者と同様の権利を有するから、**原作者**は、**マンガ家**と同様、漫画の登場人物の絵のみを複製する行為に対しても、著作権侵害を理由として差止め等を求めることができる。